

非核三原則の堅持を求める意見書

昭和42年に佐藤栄作首相が国会で「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を表明し、昭和46年には衆議院で非核三原則を堅持する国会決議が採択され、その後も度重なる国会決議によって、非核三原則は、「国是」として半世紀以上にわたり堅持されてきている。

小泉進次郎防衛大臣からは、『非核三原則の堅持』は単なる一時的な政策判断ではなく、我が国の『国是』である」という趣旨の発言があった。

そうした下で、「安保三文書」の改定に向けた議論の開始とともに、非核三原則の見直しを検討することは、被爆者の方々が自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献してきたことや、近隣諸国や国際社会に不信と緊張をもたらすことから、許されない。

核兵器が使用されないためには、憲法の平和理念とともに非核三原則を堅持し、我が国が核廃絶の主導者として、核兵器のない世界の実現のために一層の取組を行っていくことが不可欠である。

よって、国においては、非核三原則を「国是」として堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月15日

釧路市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
外務大臣		